

無償化関係の変更手続きについて

無償化については、各市町よりそれぞれ認定を受けていますが、ご家庭の状況に変更があった場合は、その都度変更内容に応じた手続きが必要です。

下記の内容を参考にされ、家庭状況に変更のあった場合は、速やかに園にお知らせください。手続きに必要な書類をご案内いたします。

【認定者全員が必要な変更手続き】

- * 住所変更（転居・転出）
- * 世帯員構成変更（結婚・離婚・出産・同居/別居）
- * 保護者変更

【新 2 号認定者が必要な変更手続き】

- * 勤務先の変更等（就職/転職・退職）
- * 育児休業/復職
- * 保育の必要な事由の変更

【新 1 号認定から新 2 号認定への変更申請】

- * 2か月前から申請できます。

預かり保育利用開始前の申請書の提出をお勧めします。
就労証明等が遅くなる場合はご相談ください。